

各建築士関係団体等の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公 印 省 略)

建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について（第3報）

日頃より建築行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

「建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について（令和2年4月8日付国住指第20号）」により、5月末まで建築士定期講習の実施を控えること等を要請するとともに、6月以降の建築士定期講習等の実施については新型コロナウイルス感染症の広がり等の状況を踏まえつつ、改めて検討し、通知するとしていました。

日本国内における新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大が懸念されていることを受け、感染予防のため、貴団体におかれましては、下記の通り貴団体所属の事業者及び建築士に周知していただきますようお願いいたします。

記

別添1のとおり、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の内容を踏まえ、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2に規定する建築士定期講習に係る登録講習機関については、講習の実施がやむを得ないと考えられる特別な事情が存する場合を除き、本年6月末まで、実施を控えていただくよう通知しています。

また、同法第24条第2項に規定する管理建築士講習に係る登録講習機関については、早期の建築士事務所の開設を予定している等、特別な事情がある講習の受講予定者がいる場合を除き、本年6月末まで、講習の実施を控えていただくとともに、不要不急の受講を控えていただくよう、講習の受講予定者に周知するよう通知しています。

新型コロナウイルス感染症対策に係る感染拡大防止に起因する理由により建築士法第22条の2に定められた建築士定期講習に係る責務を果たせなくなるケースについては、現段階では引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を優先することが重要と考えており、一級建築士等に係る建築士法第10条の規定の取扱いを引き続き柔軟に行うことを予定しており、また、別添2のとおり二級・木造建築士についても同様の取扱いを都道府県に依頼しています。

これら要請及び上述の建築士法上の取り扱いに関する考え方について、貴団体所属の事業者及び建築士に周知していただきますようお願いいたします。

なお、7月以降の建築士定期講習及び管理建築士講習の実施については、感染の広がり等の状況を踏まえつつ、改めて検討し、通知いたします。

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 田伏、北川
TEL：03-5253-8513